市有地一般競争入札説明書 【松江 1164 番】

豊前市役所 財務課

売却手続きの流れ

公告 日

令和7年9月22日(月)



入札参加申請(事前申込)

受付期間:令和7年9月24日(水)から令和7年10月8日(水)まで

時間: 開庁日の8時30分~17時まで



入札及び開札

日時: 令和7年10月14日(火)13時30分

場所:豊前市役所 3階 入札室



契約締結

落札決定日の翌日から起算して6日以内(市の休日を除く)に 売買契約を締結(契約締結までに契約保証金の納入)



売買代金の納入

契約締結日から1か月以内に売買代金を一括納入 (契約保証金を売買代金の一部に充当)

※期限までに納入がない場合は、契約保証金は返還されません。



所有権の移転

売買代金を全額納入した時に所有権が移転します。 所有権移転登記の手続きは、市が行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

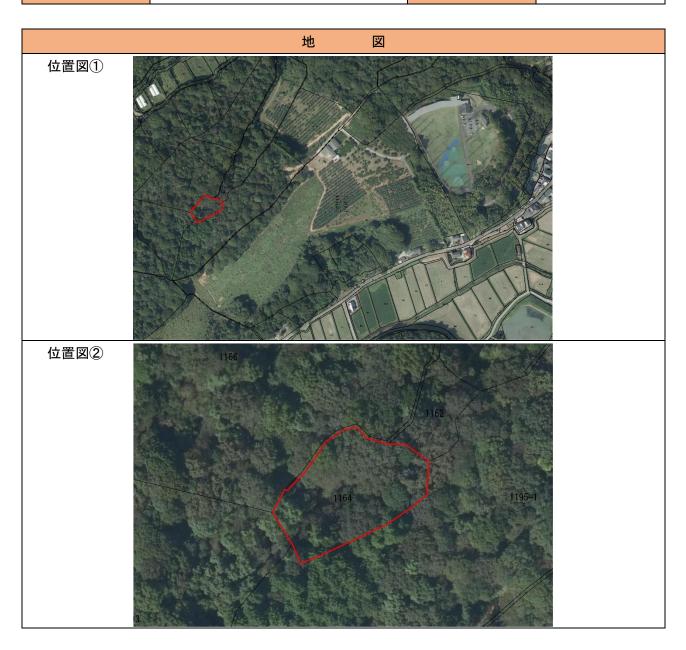
一般競争入札物件

物件番号	所在地	地目	面積	最低売却価格	入札開始 予定時間
1	豊前市大字松江 1164 番	ため池	1259 m²	125, 900 円	令和7年10月14日(火) 13時30分

物件調書

物件番号	1			
所 在 地	豊前市大字松江 1164 番		登 記 地 目	ため池
面積	登記簿:1259 ㎡			
道路の状況	北側に里道と接道			
	都市計画区域内	(非線引き区域)	用途地域	白地地域
都市計画法等	用途地域	白地地域	最高高さ	無
による制限	建ぺい率	70%	外 壁 後 退	無
こよる意味	容積率	200%	最 低 敷 地	無
	その他	無		
特記事項	・物件の引き渡しは現状のままとします。			

最低売却価格 125,900 円 単	価	100 円/㎡
--------------------	---	---------





※ 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。 必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

● 入札参加資格

- 1. 入札は、個人・法人を問いませんが、次の各号に該当する場合は入札に参加できません。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 市税・徴収金等の滞納者
- (3) 個人又は法人の役員等※が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を 利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力 団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前号(3)~(5) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

【地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)より抜粋】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使 用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理

② 入札参加申請(事前申込)

1. 受付期間等

下記のとおり、入札参加申請の受付を行います。

入札参加申請をしていない場合は入札に参加できませんので、ご注意ください。

受付期間	令和7年9月24日(水)~令和7年10月8日(水)開庁日の8時30分~17時
受付場所	豊前市役所 2階 財務課管財係 (※持参のみ)

2. 必要書類

個人の場合	法人の場合
• 一般競争入札参加申込書	• 一般競争入札参加申込書
※必要事項を記載し、実印を押印したもの	※必要事項を記載し実印を押印したもの
【添付書類】	【添付書類】
• 住民票謄本	• 法人登記簿謄本
• 印鑑証明書	• 印鑑証明書
•納付金等証明願(個人)※市内在住	・納付金等証明願(法人)※本店が市内
• 市税完納証明書※市外在住	・納付金等証明願(代表者分)※代表者が市内在住
・所得証明書又は源泉徴収票の写し	・完納証明書※本店が市外、代表者が市外在住
・身分証明書※本籍地の市町村で発行されたもの	

※添付書類は、発行後3か月以内のものを提出してください。

共有名義とする場合は、一般競争入札参加申込書の共有者欄の記入と共有者全員分の添付書類を提出してください。

❸ 入札及び開札

1. 日時等

入	札	令和7年10月14日(火)13時30分 豊前市役所 3階 入札室
開	札	入札締切り後、直ちに開札

2. 入札方法等

入札書は必ず、所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。

- ・入札参加者(又はその代理人)は、定刻までに豊前市役所 3階 入札室に入室してください。
- ・入札参加申込書(受付済のもの)を持参してください。
- ・記名・押印を忘れずにお願いします。
- ・金額の前に「¥」マークを記入し、算用数字を使用してください。
- ・入札書の記載方法をよく読んで間違いのないようにお願いします。
- ・一度提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、その取消し、変更、引換え、入札後においての見込み違い、誤記等があっても一切これを受付いたしません。
- ・入札書の提出は一度しか行うことができず、最低売却価格に満たない入札は失格とします。
- ・最低売却価格を公表しているため入札は1回とし、再入札は行いません。

3. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1)入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額の重複記載及び訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 最低売却価格を下回る入札
- (8)公示書又は本説明書の条項その他法令に違反したもの

4 落札者の決定

開札の結果、最低売却価格以上で最高価格の入札者をもって、落札者とします。

落札となるべき同価格の入札が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

母 契約締結

落札者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内(豊前市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。)に土地売買契約を締結してください。

ただし、契約締結までに契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)の納入が必要です。

また、土地売買契約書には契約金額に応じた収入印紙が必要です。

⑤ 売買代金の納入

契約金額から契約保証金を差し引いた額を契約締結の日から1か月以内に全額納入してください。

期限までに納入がない場合は即時に契約を解除し、納入した契約保証金は違約金として豊前市に帰属します。

☑ 契約上の条件

公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途を制限します。

また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1)落札者は、売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特 殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供することはできません。

③ 所有権の移転等

1. 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金が完納されたことを確認した後に市が嘱託登記で行います。

なお、共有名義での所有権移転登記を希望する場合は、一般競争入札参加申込書の共有者欄の記入と共 有者全員分の添付書類を提出する必要があります。落札後に名義人の変更(共有者含む)はできませんの で、ご注意ください。

2. 費用負担

所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

なお、登記は市が嘱託登記で行うため、登記手続きの手数料は必要ありません。

② その他

- (1) 物件の引き渡しは現状のままとします。
- (2) 現地説明会は実施しませんので、入札に参加される方は、入札前日までに現地を確認してください。
- (3) 本件の一般競争入札において契約に至らなかった場合は、随意契約により売り払うことがあります。

⑩ 問合せ先

豊前市大字吉木955番地

豊前市役所 財務課 管財係 TEL: 0979-82-1120